北 広 島 市 水 防 計 画
新 旧 対 照 表

令和６年　　月

北広島市水防計画新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr><td>10</td><td>
第４章　予報及び警報
第１節　水防計画に用いられる予報及び警報等
１　水防活動に用いられる予報及び警報等
水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>種　　類</th><th>発表機関</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>・気象予報警報
（法第 10 条第１項
気象業務法第 14 条の
２第１項）</td><td>気象警報
気象注意報
洪水警報
洪水注意報</td><td>札幌管区気象台</td><td>一般向けの注意報・警報及び特別警報の発表をもって代える。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
第４章　予報及び警報
第１節　水防計画に用いられる予報及び警報等
１　水防活動に用いられる予報及び警報等
水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>種　　類</th><th>発表機関</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>・気象予報警報
（法第 10 条第１項
気象業務法第 14 条の
２第１項）</td><td>水防活動用気象注意報・警報
水防活動用洪水注意報・警報</td><td>札幌管区気象台</td><td>一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
北海道水防計画の修正に伴う整合
（水防活動に用いる警報名等を明示するため、種類欄の名称を「水防活動用」に統一）
（札幌管区気象台）
</td></tr>
<tr><td>12</td><td>
２　洪水警報等の伝達経路及び手段
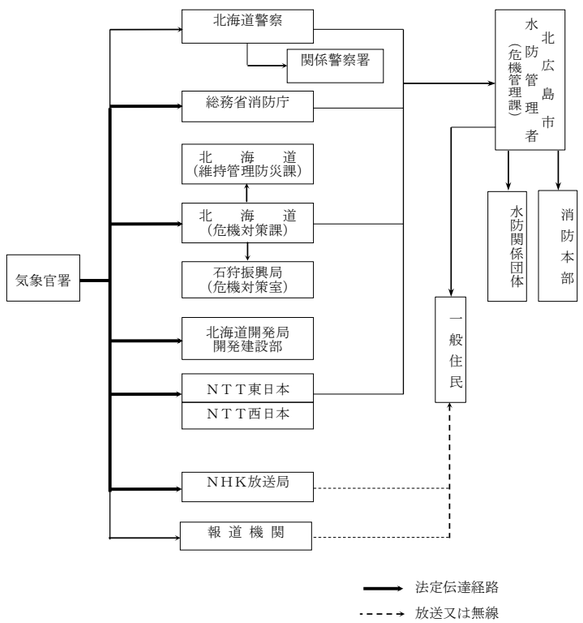

</td><td>
２　洪水警報等の伝達経路及び手段
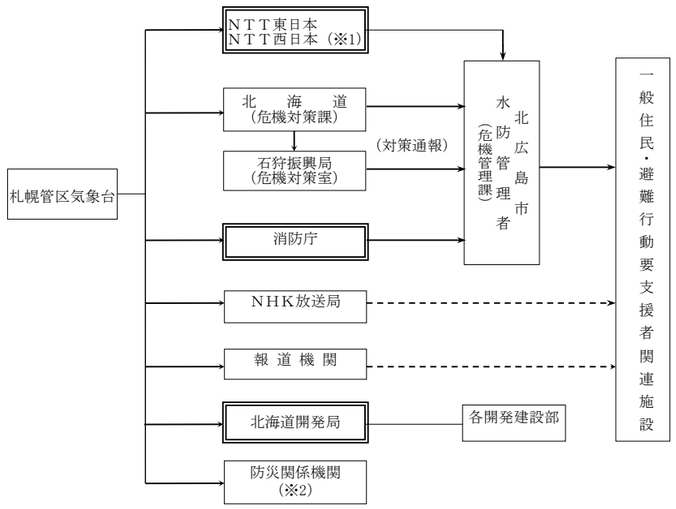

（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先
- - - → は、放送
（※1）は、NTT 東日本及び NTT 西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。
（※2）は、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、
第一管区海上保安本部、北海道電力㈱　等
</td><td>
北海道水防計画の修正に伴う整合
「水防計画の手引き（都道県版）令和４年８月」P.24 の記載に合わせるため
図表の変更は、北海道地域防災計画の本編 P44 の伝達系統図の修正図と合わせるため
（札幌管区気象台）
</td></tr>
</table>

北広島市水防計画新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>理　　由</th></tr>
<tr><td>14</td><td>第３節　洪水予報河川における洪水予報
第２　国が行う洪水予報
１　洪水予報河川
<table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>石狩川</td><td>千歳川</td><td>札幌管区気象台、北海道開発局札幌開発建設部</td></tr></table></td><td>第３節　洪水予報河川における洪水予報
第２　国が行う洪水予報
１　洪水予報河川
<table><tr><th>水系名</th><th>洪水予報区域名</th><th>対象指定河川名</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>石狩川</td><td>千歳川</td><td>千歳川</td><td>札幌管区気象台、北海道開発局札幌開発建設部</td></tr></table></td><td>北海道水防計画の修正に伴う整合
「河川名」の欄に洪水予報区域が混在した記載となっていたため、「洪水予報区」と「対象指定河川名」の項目を追加
（札幌管区気象台）</td></tr>
<tr><td>15</td><td>（２）洪水予報の伝達経路及び手段
水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。
 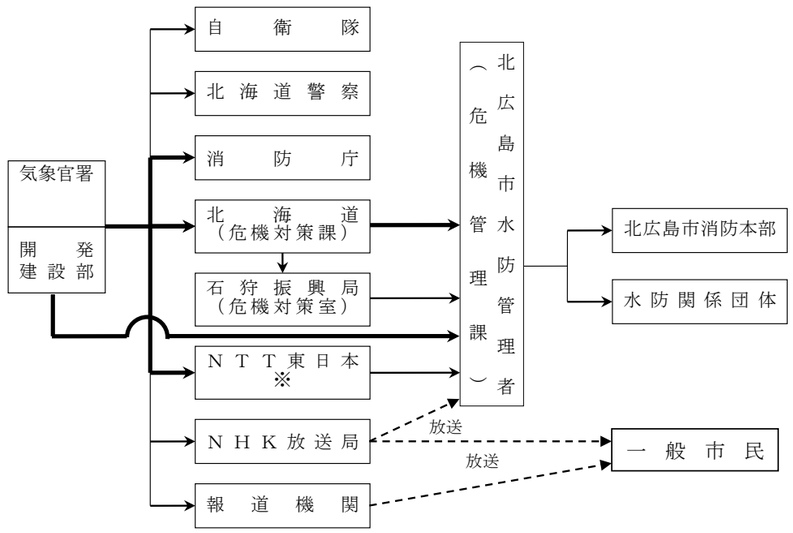

（注：ＮＴＴ東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。）
法定伝達経路
放送又は無線</td><td>（２）洪水予報の伝達経路及び手段
水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。
 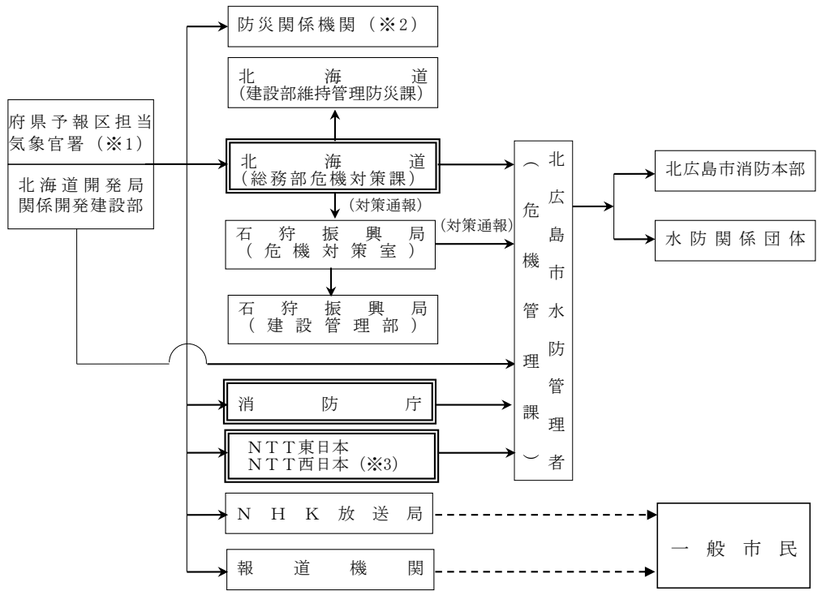

（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先
----→は、放送
（※1）府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、網走、稚内地方気象台
（※2）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察　等
（※3）ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</td><td>北海道水防計画の修正に伴う整合
北海道地域防災計画の本編 P47 の伝達系統図の修正図と合わせるため
（札幌管区気象台）</td></tr>
</table>

北広島市水防計画新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>理　由</th></tr>
<tr>
<td>17</td>
<td>
第４章　予報及び警報
第５節　水防警報
２　洪水時の河川に関する水防警報
<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　容</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td>待　機</td><td>不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td><td>気象予警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき。</td></tr>
<tr><td>準　備</td><td>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td><td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td></tr>
<tr><td>出　動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td><td>河川氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>警　戒</td><td>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td><td>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>解　除</td><td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td></tr>
</table>
※　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。
</td>
<td>
第４章　予報及び警報
第５節　水防警報
２　洪水時の河川に関する水防警報
<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　容</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td>待　機</td><td>不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td><td>気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。</td></tr>
<tr><td>準　備</td><td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td><td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td></tr>
<tr><td>出　動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td><td>河川氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>指　示</td><td>水位、滞水時間その他水防活動上必用な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警戒するもの。</td><td>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>解　除</td><td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td><td>氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td></tr>
</table>
※　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。
</td>
<td>
北海道水防計画の修正に伴う整合
「北海道水防警報実施要綱」と文言の統一を図るため。
（北海道建設部）
</td>
</tr>
</table>